

令和2年3月27日開会

令和2年3月27日閉会

令和2年3月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 3 時 1 8 分

○議長（興石 修君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、日程第 3 議案第 4 号から日程第 8 議案第 3 号までの審査を行います。

初めに、議案第 4 号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算(第 1 号)」について、当局の説明を求めます。

宮下総務課長

○総務課長（宮下光夫君） それでは、議案第 4 号「令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 1 号）」につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案目録の 1 ページをお開き願います。

令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第 1 号）は、消防施設等整備事業に係る事業費の確定に伴う補正でありまして、歳入、歳出ともに 1, 7 5 2 万 7 千円を減額し、補正後の歳入、歳出予算の総額は、それぞれ、3 6 億 9 0 7 万 8 千円とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、起債充当事業費が確定いたしましたので、借入限度額を変更するものでございます。

次の 3 ページをお開き願います。

歳入・歳出事項別明細書（補正第 1 号）の総括であります。歳入であります。3 款「国庫支出金」、6 款「繰入金」及び 9 款「組合債」をそれぞれ更正するものであります。

次の歳出であります。1 款「消防費」の「消防施設費」を更正するものであります。

次の 4、5 ページをお開き願います。

初めに歳入であります。3 款「国庫支出金」は、高機能消防指令センター情報系システム更新事業費の確定に伴い消防施設整備費補助金の減額分を 2 1 8 万円を計上するものでございます。

6 款「繰入金」は、高機能消防指令センター情報系システム更新事業、西署外壁他改修工事他 3 件の施設整備費並びに 2 台の消防車両更新整備等における

事業費の確定に伴います基金繰入金の減額分といたしまして、154万7千円を計上するものであります。

次の9款1項「消防債」は、高機能消防指令センター情報系システム更新事業、西署外壁他改修工事他3件の施設整備費並びに2台の車両更新整備等における事業費の確定に伴います減額分といたしまして、1,380万円を計上するものであります。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。

歳出であります。1款1項2目「消防施設費」の11節「需用費」は、自家用発電設備備品交換に係る事業費の確定に伴います減額分といたしまして、6万4千円を計上するものであります。

13節「委託料」は、高機能消防指令センター情報系システム更新事業費確定に伴います減額分といたしまして、712万円を計上するものであります。

15節「工事請負費」は、西署外壁他改修工事他3件の事業費確定に伴います減額分といたしまして、667万5千円を計上するものであります。

18節「備品購入費」は、2台の消防車両更新整備等事業費の確定に伴います減額分といたしまして、366万8千円を計上するものであります。

以上で、令和元年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（興石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号「甲府地区広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例制定について」について当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第5号「甲府地区広域行政事務組合監査委員条例の一部を改正する条例制定」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の「議案集」の9ページ、10ページと合わせまして、議案第5号の資料になります「甲府地区広域行政事務組合監査委員条例新旧対照表」をご覧願います。

今回の改正は、地方自治法に準じた監査を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

お手元の「新旧対照表」をご覧願います。

条例改正の内容について、ご説明いたします。

改正内容でございますが、初めに第2条にあります「出納検査」の見出しを「例月現金出納検査」に改めまして、同条中「毎年9月及び3月」を「毎月20日」に改め、「ただし、」の次に「休日その他」を加えるものであります。

次に、第3条中「第199条第3項」を「第199条第4項」に、地方自治法の引用箇所を改めまして、第4条にあります意見書の報告期間を「10日」から「30日」に、最後に、第5条にあります「結果の報告」の見出しを「結果の報告及び公表」に改めまして、本文を「法令の定めるところにより行う監査、検査又は審査の結果についての報告及び公表は、監査、検査又は審査の終了後速やかに行うものとする。」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。また、平成29年6月に改正されました「地方自治法等の一部を改正する法律」におきまして、令和2年4月1日から各地方公共団体の監査委員は、監査基準の適切かつ、有効な実施を図るための「基準」を定めることとされたことから、お手元に参考資料といたしまして「甲府地区広域行政事務組合監査基準」をお配りさせていただきました。

以上で説明を終らせていただきます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第6号「甲府地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条

例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第6号「甲府地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定」について、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の「議案集」の11ページと合わせまして、議案第6号の資料になります「甲府地区広域行政事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表」をご覧願います。

今回の条例改正につきましては、令和2年度より「会計年度任用職員制度」が導入されることを受けまして、「サービスの宣誓に係る所要の改正」を行うものであります。

次に「改正内容」についてご説明申し上げます。

「サービスの宣誓」につきましては、任命権者の定める上級の職員の面前で、宣誓書への署名を行わなければなりません。が、会計年度任用職員につきましては、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であったことから、任命権者が別段の定めを設けることができるよう、規定を改めるものであります。

お手元の「新旧対照表」をご覧願います。

改正内容について、ご説明申し上げます。

改正内容につきましては、第2条に第2項としまして「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。」を加えるものであります。

なお、附則につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしく願いいたします。

○議長（興石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（興石 修君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第1号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算」から議案第3号「令和2年度甲府地区広域行政事務組合同母公園管理事業特別会計予算」までの3案について一括して当局の説明を求めます。

長谷川事務局次長。

○事務局次長（長谷川達郎君） それでは、議案第1号から議案第3号のうち、事務局所管の提出案件につきまして、一括でご説明申し上げます。

なお、金額につきましては、説明書に記載されておりますので、一部を除きまして、省略をさせていただきますので、ご理解を頂きたいと存じます。

恐れ入りますが、お手元の白い冊子のA4横版になります「令和2年度 予算に関する説明書」の1ページをご覧ください。

令和2年度甲府地区広域行政事務組合予算一覧表でございます。

一般会計及び特別会計の合計は、表の総計欄に記載のとおり36億4,493万4千円、対前年度比5,026万1千円の減でございます。

次に、7ページから8ページに渡りますがご覧ください。

議案第1号、本組合の「令和2年度一般会計予算」でございます。

7ページの総括の歳入、8ページの歳出でございますが、予算総額は、ともに5,063万円で、対前年度比94万円の減でございます。

次に、歳入の主な項目につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、8ページをご覧ください。

1款1項1目「組合運営費負担金」は、組織市町からの均等割り10%、人口割り90%の割合で納入して頂きます。

9ページをご覧ください。

2款1項1目「利子及び配当金」につきましては、説明欄に記載のとおり、3つの基金の運用利子収入でございます。

なお、この利子収入につきましては、歳出で、それぞれの基金費に同額を計上しまして、各基金に積み立てをするものでございます。現金の預金利子でございます。

次に、11ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款1項1目「議会費」は、組合議会の運営経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 節「報酬」は、組合議会議員 24 名の報酬でございます。

8 節「旅費」は、議員行政視察研修に要します経費でございます。

10 節「需用費」は、議会事務提要等の差し替えに要します費用でございます。

13 節「使用料及び賃借料」は、議員行政視察研修に伴いますバス借り上げ料及び議員懇話会会場借り上げ料等でございます。

12 ページをご覧ください。

2 款 1 項 1 目「一般管理費」は、事務局の運営経費等でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1 節「報酬」は、特別職 5 名及び審理員の報酬でございます。

2 節「給料」から 4 節「共済費」につきましては、事務局職員 4 名分の人件費でございます。

10 節「需用費」は、消耗品費及び予算書、決算書等の印刷製本費が主なものでございます。

12 節「委託料」は、例規システム更新データ作成業務委託料でございます。

13 節「使用料及び賃借料」は、複写機、事務局連絡用自動車のリース料及び例規システム使用料等でございます。

18 節「負担金補助及び交付金」は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

13 ページをご覧ください。

24 節「積立金」は、事務局職員 1 名分の「職員退職手当金支払準備基金」への積立金でございます。

次に、2 目の「公平委員会費」は、公平委員 3 名の報酬でございます。

次の 3 目から 5 目の各基金費は、歳入の「財産収入」に計上してあります基金の運用利子をそれぞれの基金に積み立てをするものでございます。

次に、2 項 1 目「監査委員費」でございますが、1 節「報酬」は、監査委員 2 名の報酬でございます。

10 節「需用費」は、決算審査意見書、定期監査報告書に係る印刷製本費でございます。

14ページをご覧ください。

3款予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきました。

以上で、議案第1号「一般会計予算」についての説明を終わらせていただきます。

次に、50ページをご覧ください。

議案第3号「令和2年度国母公園管理事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

1の総括にあります歳入、歳出予算の総額につきましては、ともに1,665万円で、対前年度比37万円の減でございます。

51ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、1款1項1目「国母公園管理負担金」は、関係市町の甲府市、中央市、昭和町からの均等割り30%、人口割り70%の割合で、納入していただきます負担金でございます。

次に、2款1項1目「公園使用料」は、有料運動施設の使用料と公園の占用料でございます。

52ページをご覧ください。

3款1項1目「利子及び配当金」は、国母公園管理基金の運用利子収入を計上したものでございます。

53ページをご覧ください。

6款2項1目「雑入」は、国母公園管理事務所の1部を使用しています、国母工業団地工業会からの光熱水費等相当額分の納入金と会計年度任用職員3名の雇用保険料本人負担分でございます。

54ページをご覧ください。

3の歳出でございますが、1款1項1目「一般管理費」は、公園管理に要します経費でございます。

主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

1節「報酬」から9節「旅費」までは、会計年度任用職員3名の人件費でございます。

10節「需用費」は、消耗品費、光熱水費及び事業用器具に係る修繕費等でございます。

1 1 節「役務費」は、電信電話料、樹木の製枝剪定手数料等でございます。

1 2 節「委託料」は、公園内の清掃作業業務、管理事務所警備業務、電気工作物保安管理業務、ごみ処理業務の委託料でございます。

1 4 節「工事請負費」は、水道管の老朽化による漏水修繕工事など施設の補修に伴う経費でございます。

1 8 節「負担金補助及び交付金」につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に係る補助金でございます。

以上で「議案第 1 号及び第 3 号」までのうち、事務局所管の 2 つの会計に関わります、歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、宮下総務課長からご説明いたします。

○議長（輿石 修君） 続きまして、宮下総務課長。

○総務課長（宮下光夫君） 引き続きまして、日程第 7 議案第 2 号「令和 2 年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算」につきまして、ご説明いたします。

なお、金額につきましては、予算書に記載されておりますので、一部を除き、省略させていただきます。

恐れ入りますが、予算に関する説明書の 2 7 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の 1 総括の歳入と次の 2 8 ページの歳出であります。予算総額はともに同額の 3 5 億 7, 7 6 5 万 4 千円で、前年度と比較いたしまして、4, 8 9 5 万 1 千円の減であります。率にして、1. 3 % の減となっております。

歳入の減額の主な要因といたしましては、消防施設整備事業に伴います国庫支出金及び組合債の減額が主な要因となっております。

歳出の減額の主な要因といたしましては、消防車両 2 台の更新事業並びに庁舎改修事業に伴います消防施設整備事業費の減額が主な要因であります。

次に、2 9 ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明いたします。

1 款 1 項 1 目「消防費負担金」は、3 2 億 9, 4 1 0 万 1 千円で 組織市町からの常備消防費負担金のほか 4 件の負担金を受け入れるものであります。

2款1項1目「消防手数料」は、500万3千円で消防許認可申請手数料等であります。

次に、30ページをお開き願います。

3款1項1目「消防費国庫補助金」は、2,072万9千円で緊急消防援助隊登録車両の整備に伴います国庫補助金であります。

3款1項2目「消防費国庫委託金」は、126万8千円で女性消防吏員活躍推進モデル事業に伴います国庫委託金であります。

5款1項1目「財産貸付収入」は、238万4千円で、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

6款1項1目「財政調整基金繰入金」は、3,000万円で、一般財源として充当するものであります。

6款1項2目「職員退職手当金支払準備基金繰入金」は、1億5,525万8千円で定年退職者8名分の退職手当金に充当するものであります。

次の3目「消防施設整備事業等基金繰入金」は、1,234万9千円で車両更新計画に基づく、中央署水そう付き消防ポンプ車、人員搬送用の支援車Ⅲ型の整備に係る事業費並びに本部庁舎冷温水発生設備改修工事などに充当するものであります。

次に、32ページをお開き願います。

8款2項1目「雑入」は、606万円で、高速自動車国道救急業務交付金、山梨県防災ヘリ運行調整交付金等を受け入れるものであります。

9款1項1目「消防債」は、5,040万円で消防車両2台の車両更新に係る事業費に充当するものであります。

次に、33ページをご覧ください。

歳出予算につきまして、ご説明いたします。

歳出予算の主なものにつきましては、1款1項1目「常備消防費」のうち、2節「給料」から4節「共済費」までの消防職員334名分に係る人件費が主なものであります。

次の34ページをお開き願います。

1款1項2目「消防施設費」であります。14節「工事請負費」は、本部庁舎冷温水発生設備改修工事に要する経費であります。

17節「備品購入費」は、車両更新計画に基づき平成15年度に整備し、運用開始から17年を経過している老朽化の著しい中央消防署水そう付き消防ポンプ自動車と平成10年度に整備し、21年が経過する老朽化が著しい支援車を更新整備する経費を計上したものであります。

次の35ページをご覧ください。

2款1項「公債費」は、消防施設等整備事業の財源として、起債いたしました、消防債の元金償還金及び利子であります。

なお、来年度における新規の事業といたしましては、災害時の情報収集活動強化のため、新たに警防課にドローン1機を配備するための予算を計上しております。

以上で「議案第7号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算」の説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますようお願いいたします。

○議長（輿石 修君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君

○議員（木内直子君） 3点質問をいたします。

まず一点目が、女性消防吏員についてです。女性消防吏員を増やしていこうという事で言われておりますけれども、来年度女性消防吏員まず何名採用になって、また結果的に女性の比率が何名になるのでしょうか。

○議長（輿石 修君） 横打人事課長

○人事課長（横打幹雄君） お答え致します。来年度の女性消防吏員の採用予定数は1名でございます。

これに伴いまして、令和2年度の女性消防吏員の割合については2.4%となります。

以上となります。

○議長（輿石 修君） 木内直子君

○議員（木内直子君） 来年度2.4%という事ですが、まだまだ目標には届かない状況だと思いますが、女性消防吏員を増やす取り組みや、女性消防吏員

の活躍推進に関する取り組みは来年度どのような事を予定されているのでしょうか。

○議長（輿石 修君） 横打人事課長

○人事課長（横打幹雄君） 女性消防吏員の来年度の募集の取り組み並びに活躍推進の取り組みにつきましては、まず、従来より行っておりますPR活動それを強化するために、総務省、消防庁から提案で現在募集をされております、女性消防吏員活躍推進モデル事業に積極的に応募を行います。これは大学生、高校生を主なターゲットと致しましてそのPRに力を入れる各種事業でございます。

こちらを中心と致しまして、従前の女性職員に対する環境の向上でありますとか、キャリア形成や更なる活躍を推進して参ります。

さらに、来年度につきましては、新たに救急救命士を目指す女性職員を南消防署の救急係に1名配置いたしまして、専門的知識技術等のスキルアップを行うなど、職域の拡大にも努めて参ります。

以上であります。

○議長（輿石 修君） 木内直子君

○議員（木内直子君） 今年度の研修会でも女性消防吏員を増やす事に関しての研修会がございまして、川崎の消防署副署長の方からお話を伺いました。そして女性の比率が増えることで、男性も含めて働きやすい職場になるということでした。是非、この推進、増やす活動を推進していただきたい。とこれは要望で終わります。

2点目ですけれども、来年度から会計年度任用職員に臨時職員の方が来年度任用職員になると思いますけれども、それに関してです。1年目の会計年度任用職員の方のお給料が年額からすると今年度よりも下がってしまうという風に聞いておりますがその点はどういう理由でしょうか。

○議長（輿石 修君） 長谷川事務局次長

○事務局次長（長谷川達郎君） お答え致します。会計年度任用職員制度に伴う勤務条件等につきましては、甲府市と同様の制度としておりまして、現在の嘱託職員の年収を下回らないように制度設計を行っています。なお、会計年度任用職員制度に移行しますと、新たに6月と12月に期末手当が支給されるこ

ととなりますが、採用1年目に関しましては、6月期の期末手当が、在職期間の関係から70%の減額となることから、1年目は年収を下回ることとなります。

以上でございます。

○議長（輿石 修君） 木内直子君

○議員（木内直子君） 職員の皆さんの条件を良くしていこうということでしたが、残念ながら1年目に関しては年額の支給額が減ってしまうという事は非常に残念だなあと感じております。

今後も、同じように仕事があると見込まれる業務に就いていらっしゃる方たちもいると思いますが、そういった方たちは、本来、常勤職員、正規職員と位置づけるべきだと思いますが、その点に関しましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（輿石 修君） 長谷川事務局次長

○事務局次長（長谷川達郎君） お答え致します。常勤職員、正規職員として位置づけるべきにつきましては、業務の内容等を鑑み、それぞれ常勤職員で必要な人数、あるいは非常勤職員で必要な人数など、年度ごとに定員を設定いたしまして、それぞれ会計年度ごとに任用していくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（輿石 修君） 木内直子君

○議員（木内直子君） 極力、正規職員、常勤職員に移行していくように要望致しまして、この質問を終わります。

最後の3点目ですけれども、消防職員の充足率について伺いたいと思います。

来年度の消防職員は334名となっておりますけれども、消防長の整備指針に基づく職員数に照らして充足率が低いというふうに聞いています。これについて、どのような状況でしょうか。そして、充足率を上げる取り組みは行っているのでしょうか。

○議長（輿石 修君） 宮下総務課長

○総務課長（宮下光夫君） 消防局の整備指針に基づく職員の充足率でございますが、総務省消防庁が3年に1度、消防施設整備計画実態調査を実施しております。その調査に基づきまして、充足率を現状把握しております。今年度そ

の調査が実施されまして、先日の3月18日に国から調査結果が通知されました。調査の結果によりますと、当消防本部の基準職員数は467人に対しまして平成31年4月1日現在の職員数ですが、再任用の職員も含めまして、337人で充足率は72.2%でございます。総務省消防庁の調査に基づくところが、再任用職員も含むという形になっておりますので、337人で計算させていただきました。また、全国平均は78.3%で山梨県平均は63.8%であります。なお、職員の増員につきましては、消防費負担金等の増額に繋がることも考えられますので、慎重に検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（輿石 修君） 木内直子君

○議員（木内直子君） 全国の平均は78.3%という残念ながら、甲府市の甲府地区の場合が72.2%という事で全国平均を下回っているという事ですけども、地域住民の安全安心を確保する重要な仕事であること。今後更にその重要性が高まってくると思います。甲府圏域の住民の皆さんの暮らしを守るためにも、消防職員の充足率、少なくとも全国平均まで、まずは目指していただきたいと。そのこと要望致しまして質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（輿石 修君） その他質疑はありますか。

内藤久歳君

○議員（内藤久歳君） 先程、ドローンを整備するという説明がありましたけれども、何処に配備するんですか。

○議長（輿石 修君） 宮下総務課長

○総務課長（宮下光夫君） ドローン1機につきましては、まずは警防課に配置いたしまして、有事の際状況を判断する中でドローンを用いて状況、情報を収取する、このように考えております。

以上です。

○議長（輿石 修君） 内藤久歳君

○議員（内藤久歳君） ドローンの操作とかそういったものは、担当がやるのか。それか外部に委託してやるのか、その辺はどうなのか。

○議長（輿石 修君） 内藤警防課長。

○警防課長（内藤 豊君） 令和2年度のドローンに関する研修につきましては、2名の職員を外部団体において研修を受けさせ、その職員が他の職員に広めていくこととなっております。

以上です。

○議長（輿石 修君） その他質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（輿石 修君） これをもって質疑を終了と致します。

以上で議案第1号から議案第6号までの審査を終了いたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後3時55分